審　査　基　準

令和７年６月28日作成

法　　令　　名	風営適正化法
根　拠　条　項	第９条第４項
処 分 の 概 要	許可証の書換え
原権者（委任先）	島根県公安委員会
法 令 の 定 め	法第５条第１項（許可の申請）、第９条第３項第１号（許可証の記載事項の変更の届出）、第９条第４項（許可証の書換え） 規則第１条（書換え申請書の提出）、第２２条において準用する第１７条（許可証の書換えの手続）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	１４日
申　　請　　先	営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問　合　せ　先	島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備　　考	